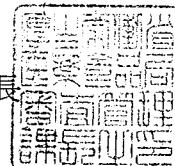




薬食審査発第 1031001 号
平成 20 年 10 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



一般用医薬品及び医薬部外品の承認審査に係る情報の公表について

一般用医薬品及び医薬部外品（ただし、薬事・食品衛生審議会一般用医薬品部会又は化粧品・医薬部外品部会において審議された品目に限る。以下「一般用医薬品等部会審議品目」という。）の承認審査に係る審査報告書（審議結果報告書を含む。以下同じ。）については、「一般用医薬品及び医薬部外品の審査報告書の公表について（平成 18 年 3 月 31 日付薬食審査発第 0331019 号 厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知。以下「平成 18 年課長通知」という。）」により運用し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「総合機構」という。）の「医薬品医療機器情報提供ホームページ」において承認後速やかに公表しているところです。

今般、承認審査に係る情報の公表について、一層の透明化を図るとともに適正使用に資するため、新たに資料概要についても公表することとし、具体的には、平成 20 年 11 月 1 日以降に承認される一般用医薬品等部会審議品目について、審査報告書及び資料概要（以下「資料等」という。）の提出及び公表に関する取扱いを下記のとおりとしますので、貴管下関係業者に対し周知方ご配慮願います。

なお、本通知の施行に伴い、平成 18 年課長通知は廃止します。

記

1. 資料等は、次の手順に従って作成することとする。

- (1) 資料等は、審査結果に基づく最終的な内容とすること。
- (2) 資料等については、「医薬食品局の保有する情報の公開に係る情報処理の手引きについて（平成 19 年 3 月 30 日付薬食発第 0330022

号厚生労働省医薬食品局長通知)」に沿ってマスキングできること。なお、マスキング案提出の際は、マスキングを施した理由について本基準に基づき説明した文書を添付すること。

- (3) 資料概要の表紙の表題は「○○○(販売名)に関する資料」とし、資料概要に記載された情報に係る権利及び内容についての責任は申請者にある旨を資料概要の表紙に明記すること。
- (4) 複数の者が共同して開発を行った場合は、当該複数の者において一つの資料等を作成することでよいこと。

2. 電子媒体による資料等の作成は、当分の間、次によることとする。

- (1) 媒体については、以下のいずれかであること。
 - ① CD-ROM : JISX0606(ISO9660)Format
 - ② MO : ISO/IES10090(128MB)、13963(230MB)、15041(540MB, 640MB)
 - ③ FD : JISX0605、JISX6225相当の 2HD1.44MB Format
- (2) 文書等の様式は、原則として以下によること。
 - ① 文書は PDF 形式とする。PDF ファイルについては、テキストベースのファイル、スキャナからのイメージファイルのいずれでも差し支えないこと。
 - ② 特殊な図表等については画像情報として取り扱い、GIF、JPEG、TIFF 又は BMP 形式とすること。
 - ③ これらを作成・提出できない場合には、MS-Word、一太郎等のワードプロセッサソフトウェアにより作成・保存されたファイルを提出することでもよい。
- (3) ファイルの容量が大きくなる場合には、10MB 以下になるようファイルを分割すること。
- (4) ファイルには、別添 1 に従ってファイル名を付けること。
- (5) 提出する電子媒体には、申請者名、販売名及び承認年月日を記載するか又は当該情報を記したラベルを貼付すること。
- (6) 全体のファイル構成を説明した用紙を添付すること。差し換えファイルがある場合には差し換えファイルを含む全てのファイルを記録した電子媒体を再提出し、全体のファイル構成を説明した用紙に変更点を明記すること。

3. 資料等は、次の手順に従って公表することとする。

- (1) 資料等の提出については、対象となる品目の薬事・食品衛生審議会一般用医薬品部会又は化粧品・医薬部外品部会における審議と同時に発出される厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知により、資料等のマスキング案を当該通知発出後2週間以内に総合機構へ提出するよう申請者に依頼される。
- (2) (1)に従い、資料等のマスキング案が総合機構に提出された後、総合機構と申請者との間でマスキング案の調整が行われる。調整状況を見て（資料概要については承認から2ヶ月を目途とする）、公表用のテストファイルの提出が総合機構より申請者に依頼される。
- (3) 申請者より提出されたテストファイルは、総合機構によりテストサイト（非公開）に掲載される。総合機構より掲載の旨がテストサイトのURL、ユーザー名及びパスワード等とともに申請者及び厚生労働省医薬食品局審査管理課（以下「審査管理課」という。）に連絡されるので、連絡を受けた申請者はテストサイトに掲載されたテストファイルの内容を確認し、審査管理課に確認した旨を連絡すること。
- (4) 申請者からの連絡後、審査管理課はファイルの一般公開を総合機構あてに依頼する。依頼を受けた総合機構はファイルを公開サイトに移行し、公開した旨を申請者及び審査管理課に連絡する。
- (5) 資料等の公表については、当該新医薬品等の適正使用に資するものであり、可能な限り速やかに公表することが求められていることから、審査報告書については、承認後直ちに、資料概要については遅くとも承認から3ヶ月後には公表できるよう協力を願う。なお、公表時期が遅延する場合には、その旨を総合機構のホームページ上に表示することであることを申し添える。

4. 資料等の提出に当たり、別添2を参考とすること。

5. 平成16年4月1日から平成20年10月31日までに承認された一般用医薬品等部会審議品目の資料概要の公表については、以上の取扱いに準じ、本通知発出後速やかに総合機構の「医薬品医療機器情報提供ホームページ」に掲載を行うものとする。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条の規定により開示決定したものを作成できることとする。また、その際の申請者に対する資料提出依頼は、別に当職より通知する。